

近江八幡市白雲館施設管理に関する仮基本協定書

近江八幡市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、近江八幡市白雲館（以下「施設」という。）の指定管理者による施設の管理運営に係わる仮基本協定を締結する。

指定管理者の指定については、近江八幡市議会の議決を経なければならないので、指定管理者の指定に係る議会の議決がなされるまでは仮基本協定とし、議決がなされた時に成立するものとする。この場合、基本協定の作成を省略し、甲は近江八幡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成２２年近江八幡市規則第６２号。以下「手續条例施行規則」という。）第７条に基づく指定管理者指定書を乙に交付するものとする。

第１章 総 則

（協定の目的）

第１条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第２条 甲及び乙は、施設の管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者である乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する施設サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の尊重）

第３条 乙は、施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う管理運營業務（以下「業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第４条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立ってこの協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第５条 この協定で用いる用語の定義は、別紙１「用語の定義」のとおりとする。

（指定期間及び会計年度）

第６条 指定期間は、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

２ 本業務に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第2章 業務の範囲と実施条件

(業務の範囲)

第7条 近江八幡市白雲館条例（平成22年近江八幡市条例第181号。以下「条例」という。）第5条に規定する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設又は設備の使用の許可等に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 施設の利用に関する料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設の設置目的の達成に資する事業に関する業務
- (5) 施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) その他施設の運営に関し市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、この協定書に付属する仕様書に定めるとおりとする。

3 甲は、手続条例施行規則第10条の規定に基づき、次に掲げる事項を乙に行わせることはできない。

- (1) 公の施設の目的外使用に関すること。
- (2) 法令により甲のみが行うことができる権限に関すること。

(業務実施条件等)

第8条 乙は、業務を実施するにあたって責任者を配置しなければならない。

2 乙が業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、この協定書に付属する仕様書に示すとおりとする。

3 前条の業務の範囲及び前項の業務実施条件の変更を必要とする場合は、甲と乙の協議により業務の範囲及び業務実施条件を変更することができるものとする。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第9条 甲及び乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、その他の関係法令、条例、条例施行規則、近江八幡市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成22年近江八幡市条例第90号。以下「手続条例」という。）、手続条例施行規則、この協定書、協定書に付属する仕様書、募集要項、質疑回答書及び指定申請書（以下、この協定書から指定申請書までを総称して「協定書等」という。）に定めるところにより業務を実施するものとする。

2 協定書等の文書間で、矛盾、齟齬がある場合は、第1項に記述する順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定申請書において仕様書を上回る水準が提案されている場合は、指定申請書に示された水準によるものとする。

(準備行為)

第10条 乙は、指定開始日に先立ち、業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙が、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 乙が、自らの責任において協定書等に規定する業務のための準備行為をすることは、何ら支障ないものであるが、準備行為に要した経費は乙の負担とする。

(第三者による業務の実施)

- 第11条 乙は、業務の全部又はその主たる業務を第三者に下請けさせ、又は委託することはできない。
- 2 乙は、主たる業務を除く業務を第三者に下請けさせ、又は委託する場合、事前に甲の承認を得なければならない。
 - 3 乙が業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、乙が負担するものとする。

(施設の増築等)

- 第12条 施設の増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 2 施設の修繕については、仕様書に基づき実施するものとする。
 - 3 乙が、施設の改造を行う場合、事前に甲の承認を得なければならないものとし、該当の改造に係る経費は乙の負担とする。

(緊急時の対応)

- 第13条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しその対応を協議しなければならない。
- 2 事故等が発生した場合、乙と甲とが協力して事故等の原因調査と復旧対策等にあたるものとする。

(秘密の保持)

- 第14条 乙は、手続条例第15条の規定に基づき施設の管理の業務に関して知り得た秘密（以下「秘密等」という。）を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理期間が満了し、若しくは第33条、第35条及び第36条第2項に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取消した場合若しくは指定管理が終了し、又は従事者の職務を退いた後も同様とする。
- 2 乙は、管理運営上やむを得ず、第三者（第11条により下請け又は委託された者を含む。）に秘密等を提供するときは、事前に甲に届け出て承認を得なければならない。
 - 3 乙は、秘密等をむやみに複写等してはならない。
 - 4 乙は、秘密等の漏洩、盗難等があった場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。
 - 5 乙は、業務の従事者（第2項に規定する第三者を含む。）に対し、秘密等の保持を徹底するよう指導教育しなければならない。

（個人情報の保護）

- 第15条 乙は、手続条例第16条の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報を取得したとき又は収集しようとするときは、保護法の規定に基づきこれを適切に取り扱わなくてはならない。
- 2 個人情報の取り扱いについては、前項によるほか、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報公開）

- 第16条 乙は、手続条例第17条の規定に基づき、近江八幡市情報公開条例（平成22年近江八幡市条例第14号）に準拠した情報公開規程等を定め、施設の管理運営について情報公開請求がなされたときは、これに対応しなければならない。
- 2 乙は、管理運営のため作成した文書を、指定管理期間が満了又は、第33条、第35条及び第36条第2項に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取消した場合若しくは指定管理が終了した場合、甲又は甲の指定する者に引き継がなければならない。

第4章 備品等の扱い

（甲による備品等の貸与）

- 第17条 甲は、この協定書に付属する仕様書に示す備品等（以下「備品等（1種）」という。）を無償で乙に貸与する。
- 2 乙は、指定期間中、備品等（1種）を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等（1種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、この協定書に付属する仕様書で定める通り当該備品等を購入または調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等（1種）を毀損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は乙の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。
- 5 この協定の終了に際し備品等（1種）については、乙は、甲又は甲の指定する者に引き継がなければならない。

（乙による備品等の購入等）

- 第18条 乙は、乙の任意により備品等（以下「備品等（2種）」という。）を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。
- 2 この協定の終了に際し備品等（2種）については、原則として乙の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲または甲の指定する者に引き継ぐことができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第41条に定める自主事業の利益還元として購入または調達した備品等（2種）については、市に寄贈するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書）

第19条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、当該年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- （1） 管理運営の体制
- （2） 事業の概要及び実施の時期
- （3） 管理に要する経費の総額及び内訳
- （4） その他甲が必要と認める事項

2 乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と協議のうえ行うものとする。

（事業報告）

第20条 乙は、手続条例第10条の規定に基づき、年度終了ごとに事業報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、甲が第33条、第35条及び第36条第2項に基づき年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取消した場合若しくは指定管理が終了した場合には、指定が取消された日若しくは指定管理が終了した日から2か月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

4 甲は、第1項及び第2項により乙から事業報告書を受領したときは、業務が協定書等の条件を満たしているか完了検査を実施するものとする。

5 前項の完了検査に合格しなかったときは、甲は、乙に業務の改善等（以下「改善等」という。）を命ずるものとする。乙は、すみやかにこれに従い、改善等の終了を甲に通知し、再度完了検査を受けなければならない。

6 完了検査に要する費用は、乙の負担とする。

（月次報告）

第21条 乙は、毎月終了後、仕様書に定める事項を月次報告書として、仕様書に定める日（当該指定日が土曜日曜又は祝祭日に該当する場合は、その翌営業日。）までに、甲に提出しなければならない。

2 前条第3項から第6項までの規定は、第1項の月次報告に準用する。

（業務実施状況の確認と改善勧告）

第22条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、施設に立ち入ることができる。又、甲は、乙に対して業務の実施状況や管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、正当な事由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 第1項による確認の結果、乙による業務実施が協定書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告（以下「勧告」という。）するものとする。

- 4 乙は、前項に定める勧告を受けた場合は、速やかに応じなければならない。
- 5 勧告による改善措置に要する費用は、乙の負担とする。
- 6 乙は、第1項による確認に立ち会うものとし、立ち会わないときは、確認の結果について、異議を申し立てることができないものとする。
- 7 甲は、第1項に定める業務実施状況の確認を第三者機関に行わせることができる。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第23条 甲は、業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」を定めるものとする。

(法令の変更に伴う指定管理料の変更)

第24条 関係法令等の改正により、管理運営費が増大又は減少した時は次のとおりとする。

- (1) 税法(消費税及び地方消費税を除く。)又は社会保険料等の変更の場合、指定管理料は、変更しない。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率の変更の場合、指定管理料(消費税等に該当する金額)を変更する。
- (3) 税法又は社会保険料等以外の法令の変更の場合、甲乙協議の上指定管理料を変更することができる。

(経済状況等の変動に伴う指定管理料の変更)

第25条 経済状況等が著しく変動した場合、甲と乙の協議の上、指定管理料を変更することができる。

- 2 前項の場合、第20条第1項に定める事業報告書の損失額が、当該年度の指定管理料の10%を超える場合に協議を行う。
- 3 天災地変等甲及び乙の責めに帰すべきでない事由により、管理運営費が増大又は減少した場合は、甲と乙の協議の上、指定管理料を変更することができる。

(利用料金収入の取扱い)

第26条 乙は、施設に係る利用料金を乙の収入として、収受することができる。

(利用料金の決定)

第27条 利用料金は、乙が、条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

第7章 損害賠償

(損害賠償等)

第28条 業務の実施にあたり生じた損害は、乙の負担とする。

2 乙は、業務の実施にあたり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(保険)

第29条 業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1) 火災保険(建物)

2 業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1) 施設賠償責任保険

① 身体上の損害については、被害者1名につき1億円以上、かつ1事故につき10億円以上。

② 財物上の損害については、1事故につき2千万円以上。

(不可抗力発生時の対応)

第30条 不可抗力による業務経営上の障害が発生した場合、乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第31条 乙は、この協定の終了に際し、甲または甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認められる場合には、この協定の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、正当な事由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復)

第32条 乙は、この協定の終了までに、指定開始日を基準として施設を原状に回復し、甲に対して施設を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は施設の原状回復は行わずに別途甲が定める状態で甲に対して施設を明け渡すことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消

(甲による指定の取消)

第33条 甲は、手続条例第14条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理運営の全部若しくは一部の停止（以下「停止」という。）を命ずることができる。

- (1) 乙が、協定書等に定める業務を正当な事由がなく履行しないとき、かつ履行の見込みがないと甲が認めたとき（第35条及び第36条による場合を除く。）
- (2) 乙又はその代理人その他乙の従事者等が、第20条第4項の完了検査又は第22条の業務実施状況等の確認の執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為があると甲が認めたとき。
- (3) 乙が、第14条又は第15条に違反したと甲が認めたとき。
- (4) 乙について銀行取引停止処分がなされたとき、若しくは支払い停止事由が発生したとき。
- (5) 乙が、差押、仮差押又は仮処分を受けたとき。
- (6) 乙にかかる破産、会社更生、民事再生、会社整理若しくは特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続きについて申立てがなされたとき。
- (7) 乙が、施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分等を受けたとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定義する暴力団、又は暴力団員が、乙の経営等に関与していることが発覚したとき。
- (9) 甲が、施設の管理運営及びサービスの提供を継続する必要がなくなったと判断したとき。ただし、この場合、甲は乙に対して、6ヶ月前までに指定の取消しを命ずる旨の通知を行なうものとする。
- (10) その他乙が、協定書等に違反し、指定管理者として不適当と甲が認めたとき、及び甲が乙による管理を継続することが適当でないと判断したとき。

2 甲は、前項により指定を取消し、又は停止を命ずる場合は、近江八幡市行政手続条例（平成22年条例第13号）第13条及び第14条の規定に従う。

3 甲は、乙が第1項に掲げる事項に該当するか否かを調査することができる。

4 第1項の規定により指定を取消し、又は停止を命じた場合において、乙に損害、損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第34条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲がこの協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定管理の終了)

第35条 不可抗力により、施設が損壊（修復が不可能であると認められる状況）等し、乙の業務の履行が不可能になったときは、その時をもって、指定管理は終了する。

2 前項により指定管理が終了したときは、年度協定に基づく指定管理料を日割り計算により精算す

るものとし、乙は甲に対し損害賠償等を請求することはできない。

(緊急事態における指定の取消等)

第36条 甲は、天災地変等の発生により、施設を地域住民の避難場所、又は援助物資の保管倉庫に使用するなど、緊急に必要なときは、乙に対して業務の変更等について協力要請することとし、乙は、これに誠実に応じるものとする。

2 甲は、前項による協議が成立しなかったときは、指定を取消し又は停止を命ずることができる。

3 甲が、前項により指定を取消し又は停止を命じた場合は、年度協定に基づく指定管理料を日割り計算により精算し、乙は甲に対し損害賠償等を請求することはできない。

(指定管理の取消しによる甲の損害賠償請求権)

第37条 甲は、第33条により指定を取消し、又は停止を命じた場合に損害が発生したとき、乙にその賠償を請求することができる。

(業務の未実施による指定管理料の減額及び甲の違約金請求権)

第38条 甲は、乙が正当な事由がなく、業務を実施しないとき（第33条第1項により指定を取消し又は停止を命じた場合を含む。次項においても同じ。）は、年度協定に基づく指定管理料を日割り計算の方法により減額する。

2 甲は、乙が正当な事由がなく、業務を実施しないときは、年度協定に基づく指定管理料の金額の10分の1を違約金として徴収するものとする。ただし、第35条及び第36条による場合は、この限りでない。

3 第1項の日数の算出については、業務を実施しなかった期間中に施設の休館日等が含まれている場合、当該休館日等も1日として算入するものとし、業務を実施しなかった期間が1日に満たない場合には、4時間以内は半日と計算し、4時間を超える場合は1日とする。

(指定期間終了時の取扱い)

第39条 第17条第5項、第18条第2項、第31条及び第32条の規定は、第33条から第36条までの規定によりこの協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲と乙が異なる合意をした場合はこの限りではない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第40条 乙は、協定書等によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し又は担保に供してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(自主事業)

第41条 乙は、施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において乙の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなく

てはならない。その際甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は自主事業を実施するにあたって、別に実施条件等を定めることができるものとする。

4 乙は、自主事業の実施により得られた収益の一部を、利益還元として施設のサービス向上等に活用しなければならない。

(その他)

第42条 施設の概要は、この協定書に付属する仕様書のとおりとする。

2 協定書等に関する請求、通知、報告、申出、承認、合意、同意、変更、取消及び停止（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。

3 口頭による請求等は、緊急やむを得ない場合を除き無効とする。

4 この協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

5 この協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

6 協定書等の締結に要する費用は、乙の負担とする。変更協定等の場合も同様とする。

7 協定書等における書面の各条項の見出しは、参照の便宜のためのものであり協定書等の条項の解釈に影響を与えないものとする。

8 別に定める場合を除き、協定書等に定める金額について、算出の結果、円未満の端数が生じる場合は、全て切り捨てるものとする。

9 協定書等にかかる訴訟の第一審の専属的管轄裁判所については、行政処分に関する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第12条の規定に従い、民事事件に関する場合は、大津地方裁判所とする。

10 乙が共同事業体等を結成している場合においては、甲は、協定書等に基づくすべての行為を、共同事業体等の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った協定書等に基づくすべての行為は、当該企業体すべての構成員に対して行ったものとみなす。又、乙は、甲に対して行う協定書等に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(協定の変更)

第43条 本業務に関し、特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第44条 この協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地 近江八幡市桜宮町236番地

代表者 近江八幡市長 小西 理

乙 所在地
 名 称
 代表者

別紙 1

「用語の定義」

- (1) 「指定開始日」とは、この協定第 6 条に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「仕様書」とは、この協定に添付する業務にかかる仕様書のことをいう。
- (4) 「自主事業」とは、この協定第 4 1 条に規定した業務で、乙が自己の責任と費用において実施する事業をいう。
- (5) 「指定申請書」とは、施設の指定管理者の募集にあたり、乙が提出した指定申請書のことをいう。
- (6) 「年度協定」とは、この協定第 2 3 条第 2 項に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (7) 「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、並びにその他甲及び乙の責めに帰することができない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (8) 「法令」とは、すべての法律、政令、条例、規則及び正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。
- (9) 「募集要項」とは、近江八幡市白雲館指定管理者募集要項（添付資料を含む。）のことをいう。
- (10) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。
- (11) 「施設」とは、条例に規定された施設をいう。

別紙 2

「個人情報取扱特記事項」

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施にあたっては、個人の権利・利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保護）

第 2 乙は、この契約による事務に関して個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、また解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第 3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

（安全確保の措置）

第 4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用および提供の制限）

第 5 乙は、甲の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。

（複写または複製の禁止）

第 6 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

（再委託の禁止）

第 7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還）

第 8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第 9 乙は、この事務に従事している者に対して、在職および退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（事故報告）

第 10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（調査）

第 11 甲は、乙がこの契約による事務を処理するにあたり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。

（契約解除および損害賠償）

第 12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

近江八幡市が作成した業務仕様書等を添付のこと

※ このページは印刷不要です